

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 30 日

(宛先) 松本市長 臥雲 義尚 殿

提出者

住 所 長野県松本市筑摩四丁目18番1号

氏 名 富士電機株式会社 半導体事業本部

松本工場 工場長 [REDACTED]

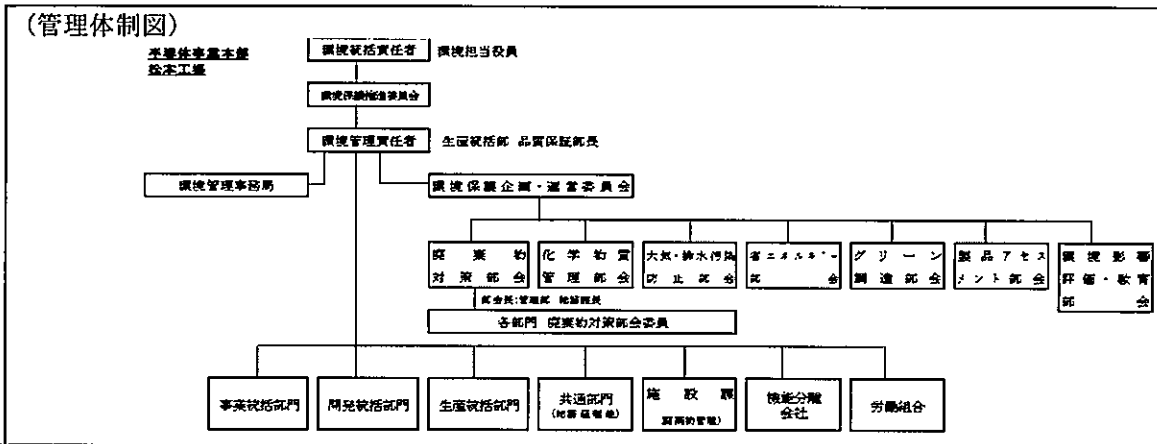
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0263-25-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士電機株式会社 半導体事業本部 松本工場
事業場の所在地	長野県松本市筑摩四丁目18番1号
計画期間	令和5年4月1日より令和6年3月31日までの1年間
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
② 事業の規模	令和4年度事業所売上額 401億円
③ 従業員数	1,891人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p style="text-align: center;"> エネルギー ↓ 部材・資材⇒ 半導体生産 ⇒ 製品 ↓ 廃棄物 (産業廃棄物処理業者に処理委託) </p>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 4 年度) 実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH 12.5以上)	感染性産業廃棄物	PCB汚染物
	排出量	406.41t	0.10t	2.40t	0.02t	47.83t
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)	廃油(重金属等を含むもの)	廃酸(重金属等を含むもの)	引火性廃油(重金属等を含むもの)	
排出量		4.53t		14.48t		
(これまで実施した取組)						
使用工程における作業効率改善						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH 12.5以上)	感染性産業廃棄物	PCB汚染物
	排出量	410.00t	0.20t	2.50t	0.04t	2.00t
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)	廃油(重金属等を含むもの)	廃酸(重金属等を含むもの)	引火性廃油(重金属等を含むもの)	
排出量	0.20t	4.00t		16.00t		
(今後実施する予定の取組)						
現状水準の維持削減						

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油：再資源化処理のため種別分別を徹底
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油：再資源化処理業者のニーズに沿った対応

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和 年度)実績】		廃油(引火性のもの)	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH 12.5以上)	感染性産業廃棄物	PCB汚染物
①現状	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥				【重金属のもの】
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油				PCB汚染物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥				【重金属のもの】
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
(今後実施する予定の取組)						

該当なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和 年度)実績】		廃油(引火性のもの)	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH 12.5以上)	感染性産業廃棄物	PCB汚染物
①現状	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥				【重金属のもの】
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量						
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油				PCB汚染物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥				【重金属のもの】
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量						
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量						
(今後実施する予定の取組)						

該当なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	感染性産業廃棄物	PCB汚染物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	該当なし					
	特別管理産業廃棄物の種類					汚泥	(重金属もの)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量						
(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性産業廃棄物	PCB汚染物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	該当なし					
	特別管理産業廃棄物の種類					汚泥	(重金属もの)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量						
(今後実施する予定の取組)							

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	感染性産業廃棄物	PCB汚染物
	全処理委託量	406.41t	0.10t	2.40t	0.02t	47.83t
	優良認定処理業者への処理委託量	406.41t	0.10t	2.40t	0.02t	47.83t
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)	廃油(重金属等を含むもの)	廃酸(重金属等を含むもの)	引火性廃油(重金属等を含むもの)	
	全処理委託量		4.53t		14.48t	
	優良認定処理業者への処理委託量				14.48t	
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量					
	(これまでに実施した取組)					
	<p>当事業所から発生する産業廃棄物は全て委託処理を行っている。 委託処理に当たっては、廃棄物の「マテリアルリサイクル」「サーマルリサイクル」が可能な廃棄物処理業者への委託を推進し、埋立処分量のゼロを推進してきた。</p>					

②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性のもの)	廃酸(pH2.0以下)	廃アルカリ(pH12.5以上)	感染性産業廃棄物	PCB汚染物	
	全処理委託量	410.00t	0.20t	2.50t	0.04t	2.00t	
	優良認定処理業者への処理委託量	410.00t	0.20t	2.50t	0.04t	2.00t	
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量						
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(重金属等を含むもの)	廃油(重金属等を含むもの)	廃酸(重金属等を含むもの)	引火性廃油(重金属等を含むもの)		
	全処理委託量	0.20t	4.00t		16.00t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0.20t			16.00t		
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量						
	(今後実施する予定の取組)						
	<ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者の優遇 ・リサイクル業者選定によるゼロエミッションの継続 						
	電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			423.2t		
		(今後実施する予定の取組等)					
	電子マニフェストシステムの活用						
	※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が11以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）

処理項目	特別管理産業廃棄物の種類										合計
	廃油(引火性のもの)	廃酸(pH2.0以下)	焼アルカリ(pH12.5以上)	感染性産業廃棄物	PCB汚染物	汚泥(重金類等を含むもの)	廃油(重金類等を含むもの)	廃酸(重金類等を含むもの)	溶剤(重金類等を含むもの)	その他	
排出抑制に関する事項	前年度排出量(実績)	406.41t	0.10t	2.40t	0.02t	47.83t	4.53t	14.48t			475.77t
	本年度排出量(計画)	410.00t	0.20t	2.50t	0.04t	2.00t	4.00t	16.00t			434.94t
自ら行う(行った)再生利用に関する事項	前年度実績										
	本年度計画(目標)										
自ら行う(行った)中間処理に関する事項	前年度実績										
	本年度計画(目標)										
自ら行う(行った)埋立処分にに関する事項	前年度実績										
	本年度計画(目標)										
全処理委託量	前年度実績	406.41t	0.10t	2.40t	0.02t	47.83t	4.53t	14.48t			475.77t
	本年度計画(目標)	410.00t	0.20t	2.50t	0.04t	2.00t	4.00t	16.00t			434.94t
優良認定処理業者への処理委託量	前年度実績	406.41t	0.10t	2.40t	0.02t	47.83t		14.48t			471.24t
	本年度計画(目標)	410.00t	0.20t	2.50t	0.04t	2.00t	0.20t	16.00t			430.94t
再生利用業者への処理委託量	前年度実績										
	本年度計画(目標)										
認定熱回収業者への処理委託量	前年度実績										
	本年度計画(目標)										
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	前年度実績										
	本年度計画(目標)										

〔記載方法〕

- 各特別管理産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所に前年度の実績(現状)を、下段に本年度の目標(計画)の特別管理産業廃棄物の量を記載して
- 「自ら行う再生利用に関する事項」の欄は、自ら直接再生利用した量と中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- 「自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分量を記載してください。
- 「処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量及びそれぞれの内訳を記載してください。